

第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質の有害性の調査の指示及び第二種特定化学物質に係る認定等に関する省令 新旧対照条文

(新旧対象条文一覧)

- 第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質の有害性の調査の指示及び第二種特定化学物質に係る認定等に関する省令
(昭和六十二年厚生省・通商産業省令第二号) (第一条関係) 1
- 第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質の有害性の調査の指示及び第一種特定化学物質に係る表示等に関する省令
(昭和六十二年厚生省・通商産業省令第二号) (第二条関係) 4

○第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質の有害性の調査の指示及び第二種特定化学物質に係る認定等に関する省令
 (昭和六十二年 厚生省・通商産業省令第二号) (第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質の有害性の調査の指示及び第一種特定化学物質に係る表示等に関する省令</p> <p>(第一種監視化学物質の有害性の調査の指示)</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第五条の四第一項の規定による指示は、有害性の調査を行うべき第一種監視化学物質の名称、当該調査を行うべき理由、当該調査の項目、当該調査の方法、提出期限及び提出先その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。</p> <p>(第一種特定化学物質に係る表示)</p> <p>第一条の二 法第十七条の二第二項の規定による表示は、第一種特定化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する場合においては、その容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供する場合にあつては、その容器。以下この条及び第三条において同じ。)に同条第一項の規定により告示された事項(以下この条において「表示事項」という。)を印刷し、又は表示事項を印刷した票せんをはり付けて行わなければならない。ただし、その容器又は包装に表示事項</p>	<p>第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質の有害性の調査の指示及び第二種特定化学物質に係る認定等に関する省令</p> <p>(第一種監視化学物質の有害性の調査の指示)</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第五条の四第一項の規定による指示は、有害性の調査を行うべき第一種監視化学物質の名称、当該調査を行うべき理由、当該調査の項目及び方法その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。</p> <p>(新設)</p>

のすべてを印刷し、又は表示事項のすべてを印刷した票せんを
はり付けることが困難なときは、表示事項を印刷した票せんを
その容器又は包装に結び付けることにより表示することができ
る。

2 前項の表示は、第一種特定化学物質等を同項に規定する方法
以外の方法により譲渡し、又は提供する場合においては、譲渡
し、又は提供する際にその相手方に表示事項を記載した送り状
を交付することにより行わなければならない。ただし、継続的
に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に表示
事項を記載した送り状が交付されているときは、この限りでな
い。

3 表示事項は、邦文で明瞭に印刷され、又は記載されていなく
ればならない。

(第二種監視化学物質の有害性の調査の指示)

第一条の三 法第二十四条第一項の規定による指示は、有害性の
調査を行うべき第二種監視化学物質の名称、当該調査を行うべ
き理由、当該調査の項目、当該調査の方法、提出期限及び提出
先その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。

(第二種特定化学物質に係る認定)

第二条 (略)

(第二種特定化学物質に係る表示)

第三条 法第二十八条第二項の規定による表示は、第二種特定化
学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する

(第二種監視化学物質の有害性の調査の指示)

第一条の二 法第二十四条第一項の規定による指示は、有害性の
調査を行うべき第二種監視化学物質の名称、当該調査を行うべ
き理由、当該調査の項目及び方法その他必要な事項を記載した
文書により行うものとする。

(第二種特定化学物質に係る認定)

第二条 (略)

(第二種特定化学物質に係る表示)

第三条 法第二十八条第二項の規定による表示は、第二種特定化
学物質又は同条第一項に規定する政令で定める製品で第二種特

場合においては、その容器又は包装に同条第一項の規定により告示された事項（以下この条において「表示事項」という。）を印刷し、又は表示事項を印刷した票せんをはり付けて行わなければならない。ただし、その容器又は包装に表示事項のすべてを印刷し、又は表示事項のすべてを印刷した票せんをはり付けることが困難なときは、表示事項を印刷した票せんをその容器又は包装に結び付けることにより表示することができる。

2

(略)

3 表示事項は、邦文で明瞭に印刷され、又は記載されていないなければならない。

定化学物質が使用されているもの（以下「第二種特定化学物質等」という。）を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する場合においては、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供する場合にあつては、その容器。以下同じ。）に同項の規定により告示された事項（以下「表示事項」という。）を印刷し、又は表示事項を印刷した票せんをはり付けて行わなければならない。ただし、その容器又は包装に表示事項のすべてを印刷し、又は表示事項のすべてを印刷した票せんをはり付けることが困難なときは、表示事項を印刷した票せんをその容器又は包装に結び付けることにより表示することができる。

2

(略)

3 表示事項は、邦文で明りように印刷され、又は記載されていないなければならない。

○第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質の有害性の調査の指示及び第一種特定化学物質に係る表示等に関する省令
 (昭和六十二年厚生省・通商産業省令第二号) (第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>監視化学物質及び優先評価化学物質の有害性の調査の指示及び第一種特定化学物質に係る表示等に関する省令</p> <p>(監視化学物質の有害性の調査の指示) 第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第十四条第一項の規定による指示は、有害性の調査を行うべき監視化学物質の名称、当該調査を行うべき理由、当該調査の項目、当該調査の方法、提出期限及び提出先その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。</p> <p>(第一種特定化学物質に係る表示) 第一条の二 法第二十九条第二項の規定による表示は、第一種特定化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する場合においては、その容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供する場合にあつては、その容器。以下この条及び第三条において同じ。)に同条第一項の規定により告示された事項(以下この条において「表示事項」という。)を印刷し、又は表示事項を印刷した票せんをはり付けて行わなければならない。ただし、その容器又は包装に表示事項の</p>	<p>第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質の有害性の調査の指示及び第一種特定化学物質に係る表示等に関する省令</p> <p>(第一種監視化学物質の有害性の調査の指示) 第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第五条の四第一項の規定による指示は、有害性の調査を行うべき第一種監視化学物質の名称、当該調査を行うべき理由、当該調査の項目、当該調査の方法、提出期限及び提出先その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。</p> <p>(第一種特定化学物質に係る表示) 第一条の二 法第十七条の二第二項の規定による表示は、第一種特定化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する場合においては、その容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供する場合にあつては、その容器。以下この条及び第三条において同じ。)に同条第一項の規定により告示された事項(以下この条において「表示事項」という。)を印刷し、又は表示事項を印刷した票せんをはり付けて行わなければならない。ただし、その容器又は包装に表示事項</p>

すべてを印刷し、又は表示事項のすべてを印刷した票せんをはり付けることが困難なときは、表示事項を印刷した票せんをその容器又は包装に結び付けることにより表示することができる。

2・3 (略)

(優先評価化学物質の有害性の調査の指示)

第一条の三 法第十条第二項の規定による指示は、有害性の調査を行うべき優先評価化学物質の名称、当該調査を行うべき理由、当該調査の項目、当該調査の方法、提出期限及び提出先その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。

(第二種特定化学物質に係る認定)

第二条 法第三十五条第四項の認定は、認定に係る第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の名称を、認定を行う理由を付して公示することにより行うものとする。

2 (略)

(第二種特定化学物質に係る表示)

第三条 法第三十七条第二項の規定による表示は、第二種特定化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する場合においては、その容器又は包装に同条第一項の規定により告示された事項(以下この条において「表示事項」という。)を印刷し、又は表示事項を印刷した票せんをはり付けて行わなければならない。ただし、その容器又は包装に表示事項のすべてを印刷し、又は表示事項のすべてを印刷した票せんをはり付

のすべてを印刷し、又は表示事項のすべてを印刷した票せんをはり付けることが困難なときは、表示事項を印刷した票せんをその容器又は包装に結び付けることにより表示することができる。

2・3 (略)

(第二種監視化学物質の有害性の調査の指示)

第一条の三 法第二十四条第一項の規定による指示は、有害性の調査を行うべき第二種監視化学物質の名称、当該調査を行うべき理由、当該調査の項目、当該調査の方法、提出期限及び提出先その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。

(第二種特定化学物質に係る認定)

第二条 法第二十六条第四項の認定は、認定に係る第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の名称を、認定を行う理由を付して公示することにより行うものとする。

2 (略)

(第二種特定化学物質に係る表示)

第三条 法第二十八条第二項の規定による表示は、第二種特定化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する場合においては、その容器又は包装に同条第一項の規定により告示された事項(以下この条において「表示事項」という。)を印刷し、又は表示事項を印刷した票せんをはり付けて行わなければならない。ただし、その容器又は包装に表示事項のすべてを印刷し、又は表示事項のすべてを印刷した票せんをはり付

けることが困難なときは、表示事項を印刷した票せんをその容
器又は包装に結び付けることにより表示することができる。
2・3 (略)

けることが困難なときは、表示事項を印刷した票せんをその容
器又は包装に結び付けることにより表示することができる。
2・3 (略)